

# 沼田市薪まきストーブ購入費補助金 申請の手引き



## 1 補助の内容

薪（まき）ストーブ（煙突を含む。）の購入・設置費用の一部を補助します。

### (1) 補助対象となる経費

二次燃焼<sup>※</sup>以上の構造で、**新品の**薪（まき）ストーブ（煙突を含む。）一基分の購入・設置工事費

※一次燃焼（薪（まき）の燃焼）で燃え切らなかった未燃焼のガス（煙）に、高温の空気を送り込んで再燃焼させること。

### (2) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内、上限額10万円

（補助金額は、千円未満切り捨てです。）

## 2 補助対象者

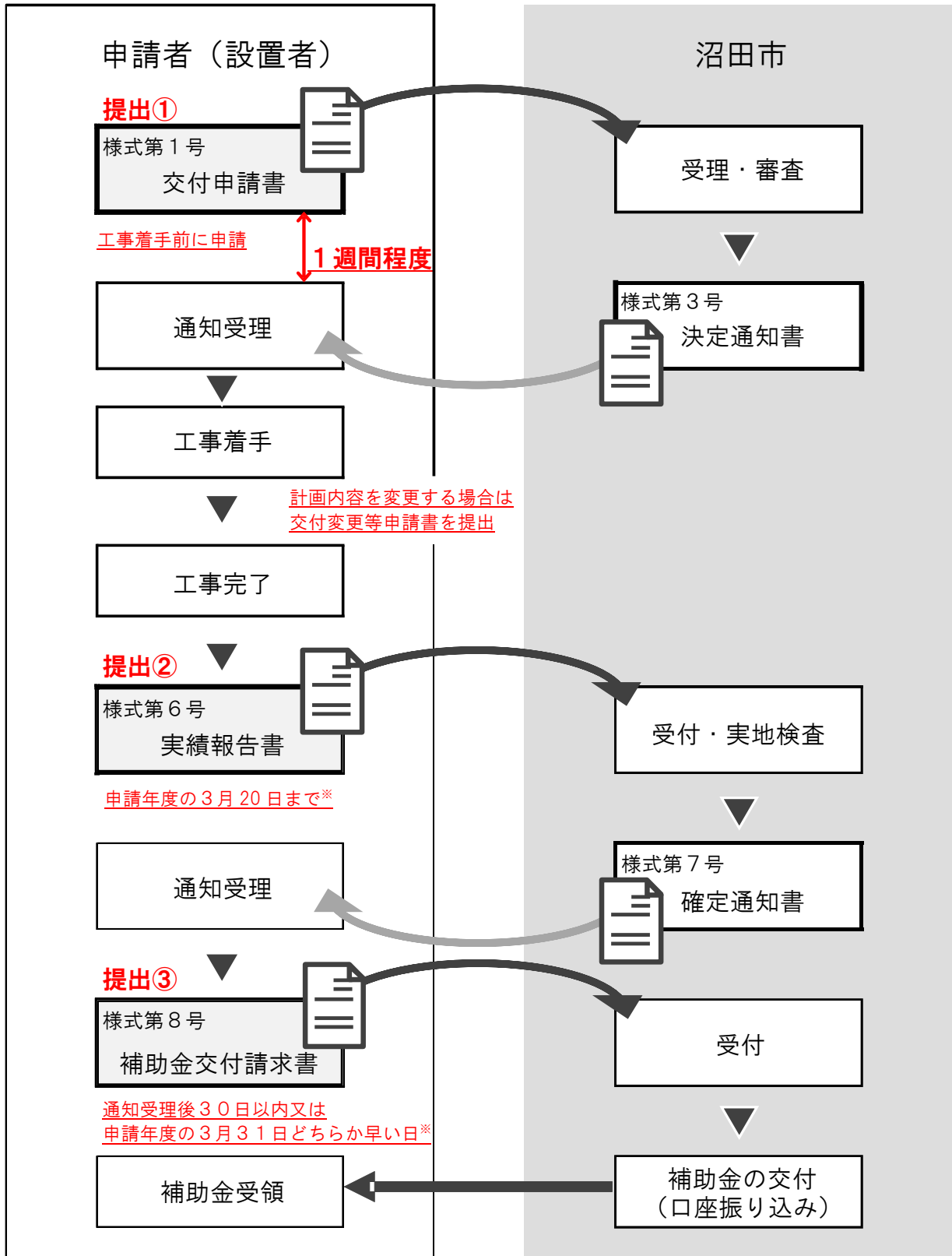
市内において、自ら居住する住居や、市内に本店、営業所若しくは事業所を有する法人の店舗や事業所等に、薪（まき）ストーブ等を新たに購入・設置する方

## 3 補助要件

- ・ **購入・設置工事に着手する前に申請し**、交付決定通知を受けること。
- ・ **申請年度の3月20日まで（土日祝の場合は前倒し）に薪（まき）ストーブ等の設置が完了し、実績報告書を提出できる**こと。
- ・ 世帯の全員が市税等を滞納していないこと。
- ・ 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

## 4 申請の流れ

交付決定を受ける前に購入、設置工事に着手すると、補助金の対象となりません。また、申請書の提出から交付決定まで **1週間程度** かかります。交付申請書は工事着手に余裕を持って提出してください。



※各々切日が土日祝の場合は前倒しになります

## 5 交付申請（提出①）

### (1) 受付期間

特に締切日はありませんが、申請年度の3月20日まで（土日祝の場合は前倒し）に設置工事を完了し、実績報告書の提出ができることが要件となっていますので、工事期間を含め余裕をもって申請してください。

※年度途中でも申請多数により予算枠に達した時点で受付は締め切ります。

### (2) 提出書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 設置する薪（まき）ストーブの購入額が確認できる書類（見積書等）
- ・ 設置する薪（まき）ストーブの仕様が確認できる書類（カタログ等）
- ・ 設置場所の位置図      ・ 誓約書（様式第2号）

## 6 実績報告（提出②）

### (1) 提出期限

申請年度の3月20日まで（土日祝の場合は前倒し）

※設置完了後は速やかに提出してください。

※期限までに提出がないと交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

### (2) 提出書類

- ・ 実績報告書（様式第6号）
- ・ 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（領収書等）
- ・ 設置の完了が確認できる写真（薪（まき）ストーブ及び煙突設置が確認できるもの）

### ○実地検査

実績報告の提出後、市職員が設置状況の確認検査を行いますので、ご協力ください。

## 7 補助金の交付請求（提出③）

### (1) 提出期限

確定通知書受領後30日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日まで  
（土日祝の場合は前倒し）

※実地検査後、その内容を審査して補助金額を確定し、通知します。

※確定通知を受け取りましたら速やかに請求書を提出してください。

### (2) 提出書類

- ・ 補助金交付請求書（様式第8号） **※押印が必要です**
- ・ 口座情報が確認できる書類（通帳の1、2ページ目、キャッシュカード写し等）

## 8 事業の変更

交付決定後に、決定した内容を変更しようとする場合、又は設置を中止する場合には、速やかに交付変更等申請書（様式第4号）及び添付書類を提出してください。

## 9 アンケート

本補助金を受けられた方は、薪（まき）ストーブの使用状況等について、アンケート調査にご協力いただきます。また、広報等の取材にご協力をお願いすることがあります。

### ※ 注意事項

- ・ 薪（まき）ストーブ等を設置後の申請は補助対象となりません。  
必ず設置前に申請してください。
- ・ 補助金を受領した薪（まき）ストーブは適切に管理し、効率的な運用を行ってください。

＜申請・問い合わせ先＞  
沼田市役所 経済部農林課森林整備係  
〒378-8501 沼田市下之町 888  
テラス沼田 5階  
TEL: 0278-23-2111（内線 5011、5012）